

議案第89号

久喜市介護保険条例の一部を改正する条例

久喜市介護保険条例(平成22年久喜市条例第144号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「30,900円」を「29,200円」に改め、同項第2号中「40,200円」を「38,500円」に改め、同項第3号中「43,300円」を「42,000円」に改め、同項第4号中「49,500円」を「51,400円」に改め、同項第5号中「61,900円」を「64,200円」に改め、同項第6号中「71,200円」を「73,800円」に改め、同号アを次のように改める。

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの。

第4条第1項第7号中「83,600円」を「86,700円」に改め、同項第8号中「95,900円」を「99,600円」に改め、同項第9号中「105,200円」を「109,200円」に改め、同項第10号中「111,400円」を「115,600円」に改め、同項第11号中「117,600円」を「122,000円」に改め、同項第12号中「123,800円」を「128,500円」に改め、同項第13号中「130,000円」を「134,900円」に改め、同項第14号中「142,400」を「147,700円」に改め、同項第15号中「154,800円」を「160,600円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「18,500円」を「18,300円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「18,500円」を「18,300円」に、「24,700円」を「25,700円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「18,500円」を「18,300円」に、「40,200円」を「41,700円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条及び第6条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

介護保険法第129条に規定する介護保険料の改定及び介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。